

独立役員届出書

1. 基本情報

会社名	株式会社ワコールホールディングス	コード	3591
提出日	2026/5/27	異動（予定）日	2026/6/29
独立役員届出書の提出理由	独立役員の属性及び属性情報の概要に変更があるため		
<input checked="" type="checkbox"/> 独立役員の資格を充たす者を全て独立役員に指定している（※1）			

2. 独立役員・社外役員の独立性に関する事項

番号	氏名	社外取締役/ 社外監査役	独立役員	役員の属性（※2・3）														異動内容	本人の 同意
				a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	該当 なし			
1	岩井 恒彦	社外取締役	○														○		有
2	山内 千鶴	社外取締役	○														○	訂正・変 更	有
3	佐藤 久恵	社外取締役	○														○		有
4	日戸 興史	社外取締役	○														○		有
5	原田 哲郎	社外取締役	○														○	訂正・変 更	有
6	鈴木 人司	社外監査役	○														○	訂正・変 更	有
7	田中 素子	社外監査役	○								△								有
8	志甫 治宣	社外監査役	○													○			有

3. 独立役員の属性・選任理由の説明

番号	該当状況についての説明（※4）	選任の理由（※5）
1	該当事項はありません。	岩井 恒彦氏は、グローバルに展開する化粧品製造販売企業の代表取締役を務めておりました。企業経営者として培われた知見と見識に加えて研究、生産、技術に関する専門知識を有しております。また、コンプライアンスやサステナブル経営に関する知見も有しております。これらに基づき、当社の企業価値向上に資する助言を行うこと及び当社の経営の監督を行うことを期待し、社外取締役として選任しております。また同氏は当社の社外役員の独立性基準を満たしており、一般株主との関係において利益相反が生じる恐れがなく、独立役員としての職務を十分に果たすことが可能であると判断したことから、独立社員として選任しております。
2	該当事項はありません。 山内 千鶴氏は当社の株主である日本生命保険相互会社の業務執行者でありましたが、同社の議決権比率は4%未満であり、同社は主要株主には該当しません。また、同氏は2022年7月以降は同社の業務執行者ではありません。また、同社顧問も2025年7月に退任しております。	山内 千鶴氏は経営者としての豊富な知見や経験に加え、ダイバーシティ&インクルージョンに関する専門知識を有しております。同氏には当社の女性活躍や人財育成など人財・組織戦略に対する助言、加えて企業価値向上に資する助言を行うこと及び当社の経営の監督を行うことを期待し、社外取締役として選任しております。また同氏は当社の社外役員の独立性基準を満たしており、一般株主との関係において利益相反が生じる恐れがなく、独立役員としての職務を十分に果たすことが可能であると判断したことから、独立役員として選任しております。
3	該当事項はありません。	佐藤 久恵氏は、外資系組織・人事・資産運用コンサルティングファームでの資産運用コンサルタントや、グローバルに事業を展開している自動車製造販売企業の年金チーフインベストメントオフィサー（最高運用責任者）として、グローバルレベルでの年金運用資産を統括した経験を有しております。また、日本の公的年金や官公庁における運用関連の諸委員会の委員を務める等、特に投資・金融・資本市場に関する知見、見識が豊富であります。それらを当社の企業価値向上に活かすこと及び取締役会の監督機能の強化に貢献することを期待し、社外取締役として選任しております。また同氏は当社の社外役員の独立性基準を満たしており、一般株主との関係において利益相反が生じる恐れがなく、独立役員としての職務を十分に果たすことが可能であると判断したことから、独立役員として選任しております。
4	該当事項はありません。	日戸 興史氏は制御機器事業、ヘルスケア事業等をグローバルに展開する電子機器製造販売企業において、CFO及びグローバル戦略本部長を務める等、財務を経営戦略に取り入れる経営者としての豊富な経験を有しております。特に、複数の事業ポートフォリオを持つ同社で「ROIC経営」を主導した経験に基づく知見、見識は当社の収益力・資本効率等の改善に資するものと考えております。それらを当社の企業価値向上に活かすこと及び取締役会の監督機能の強化に貢献することを期待し、社外取締役として選任しております。また同氏は当社の社外役員の独立性基準を満たしており、一般株主との関係において利益相反が生じる恐れがなく、独立役員としての職務を十分に果たすことが可能であると判断したことから、独立役員として選任しております。

5	該当事項はありません。 当社グループは、原田 哲郎氏が取締役 監査等委員を務める株式会社ドリームインキュベータに2024年11月から2025年3月の間コンサルティング業務を依頼しましたが、現在取引はありません。原田 哲郎氏は2023年5月までは同社の業務執行者でありましたが、2023年6月以降は業務執行者ではありません。同社との年間取引額（直近3連結会計年度における取引額の平均）は、当社の連結売上高の0.05%未満、同社の連結売上高の0.5%未満であります。	原田 哲郎氏は、様々な業種の大企業に対する戦略コンサルティングや経営幹部育成、ベンチャー投資育成を通じたコンサルタントとしての豊富な経験を有しております。また、経営トップとして短期間で構造改革を実行した経験も含めた同氏の知見・見識は、当社の経営戦略の策定・実行に資するものと考えております。それらを当社の企業価値向上に活かすこと及び取締役会の監督機能の強化に貢献することを期待し、社外取締役として選任しております。 また同氏は当社の社外役員の独立性基準を満たしており、一般株主との関係において利益相反が生じる恐れがなく、独立役員としての職務を十分に果たすことが可能であると判断したことから、独立役員として選任しております。
6	該当事項はありません。 鈴木 人司氏は当社の株主であり、借入先である株式会社三菱UFJ銀行の業務執行者でありましたが、同行の議決権比率は5%未満であり、同行は主要株主には該当しません。また、同行からの借入金（直近3連結会計年度末における借入金残高の平均）は当社グループの連結総資産の2%未満であり、主要取引先にも該当しません。なお、同氏は、2014年6月以降は同行の業務執行者ではなく、同行顧問も2017年7月に退任しており、同行のグループ会社である三菱UFJリサーチ&コンサルティング株式会社の顧問も2024年9月に退任しております。	鈴木 人司氏は大手金融機関において海外拠点や市場部門で職責を果たしたのち、日本銀行の最高決定機関である政策委員会の審議委員として金融政策の審議等を担った経験を有しており、それらを当社の監査体制に活かすため、社外監査役として選任しております。 また同氏は当社の社外役員の独立性基準を満たしており、一般株主との関係において利益相反が生じる恐れがなく、独立役員としての職務を十分に果たすことが可能であると判断したことから、独立役員として選任しております。
7	田中 素子氏は2020年6月まで当社の会計監査人である有限責任監査法人トーマツパートナーでありました。	田中 素子氏は公認会計士、米国公認会計士として大手監査法人での豊富な経験と、財務・会計に関する高度な専門性を有しており、それらを当社の監査体制に活かすため、社外監査役として選任しております。 また同氏は当社の社外役員の独立性基準を満たしており、一般株主との関係において利益相反が生じる恐れがなく、独立役員としての職務を十分に果たすことが可能であると判断したことから、独立役員として選任しております。
8	志甫 治宣氏は当社が顧問契約を締結している三宅・今井・池田法律事務所のパートナー弁護士であります。三宅・今井・池田法律事務所に対する報酬額（直近3連結会計年度の平均額）は年間250万円未満であります。また、同氏は当社の顧問弁護士ではありません。	志甫 治宣氏は、法律の専門家であり、ビジネス法務を中心に弁護士としての豊富な経験と実績、また、コーポレートガバナンス、リスクマネジメント、コンプライアンス等に関する高い見識及び他企業での社外役員としての経験を有しており、それらを当社の監査体制に活かすため、社外監査役として選任しております。 また同氏は当社の社外役員の独立性基準を満たしており、一般株主との関係において利益相反が生じる恐れがなく、独立役員としての職務を十分に果たすことが可能であると判断したことから、独立役員として選任しております。

4. 補足説明

当社の社外役員の独立性判断基準は、当社ウェブサイトでご覧いただけます。
https://www.wacoalholdings.jp/group/files/governance_outsidedirectors.pdf

- ※1 社外役員のうち、独立役員の資格を充たす者の全員について、独立役員として届け出ている場合には、チェックボックスをチェックしてください。
- ※2 役員の属性についてのチェック項目
- 上場会社又はその子会社の業務執行者
 - 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与（社外監査役の場合）
 - 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
 - 上場会社の親会社の監査役（社外監査役の場合）
 - 上場会社の兄弟会社の業務執行者
 - 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
 - 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
 - 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
 - 上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
 - 上場会社の取引先（f、g及びhのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
 - 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
 - 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
- 以上のa~lの各項目の表記は、取引所の規則に規定する項目の文言を省略して記載しているものであることにご留意ください。
- ※3 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」を表示してください。
 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」を表示してください。
- ※4 a~lのいずれかに該当している場合には、その旨（概要）を記載してください。
- ※5 独立役員の選任理由を記載してください。